

14 その他の項目



椎尾山 薬王院

平成13年3月27日
技術部独法化タスクフォース委員長
竹中たてる

K E K 技術部における独立行政法人化に関する検討結果の答申

K E K 技術部の独立行政法人化（独法化）タスクフォースでは技官の意見を集約すべく会議を重ね、技術部のあり方等について改定を要する点の洗い出し・その解決策・将来への展望などについて議論を行ってきた。今日の急速な科学技術の発展にともない、技術者の役割はより専門的で非常に幅の広いものになってきている。機構に於いても開発、設計、運転、維持、改良など業務は多岐にわたりその遂行には高度な専門的知識と経験による裏付けが要求され、それに伴う責任も重くなっている。機構が研究分野において先進的主導的役割を担うためには、状況に応じた柔軟な対応が必要であり、そのためには優れた技術を機構内部に保有し、技術の蓄積・継承も行われるべきである。

機構が取り組んでいるビッグサイエンスにおいて、円滑で効率的な業務の遂行のためには研究者と技術者が相補的な関係を構築し同等の責務を果たす事が望ましいと考える。

将来の独法化で技術者の具体的な仕組みを示すうえで、部課長制による業務の遂行を基本とする行政職（一）の枠にこのような職務を収めるには対応が難しく、専門性のある職種として処遇する事が相応しいと考えられる。そして技術者の能力、努力による成果について、正しい評価を受けられる事が活力のある職場の構築に繋がる。

このタスクフォースでは、機構内技術部検討会、共同利用機関技術部・課の独法化に関する検討会、各研究所等の技官ミーティングなどとも連携をとり独法化について議論を行ってきた結果、以下のような検討結果を得ることとなった。

1、職務規程について

現在、技術職員の職務は主に維持・管理業務であると規定されており、技術開発については「改善・改良に係わる」ものと限定されている。しかし、実際にはK E K 技術賞表彰要項にも見られる通り、技術職員が行う技術開発はそのような限定的なものではなく、機構の研究活動に不可欠な大型実験装置等の研究・開発段階においても、その寄与は広く認められているところである。また、維持・管理業務においても、その開発に深く関与した経験に基づいて行われるのであって、定型的な保守業務が技術職員の主たる業務ではない。このような技術職員の職務実態を正しく表すように職務規定を改め、技術職員を専門的な技術者として明確に位置付けることが必要である。よって以下の主旨に沿った職務規定に改められることを望む。

大型実験装置等の開発・研究、設計・製作、運転、維持・改良等、学術研究に必要な業務を高度な技術的判断と裁量を持って遂行する。

2、俸給表（「職員の給与の基準」）について

現在、技術職員に対しては行政職俸給表（ ）が適用されているが、これは以下に述べる理由により、適切でないと考える。行政職はその名の通り行政事務を対象とするものであり、事務分掌の範囲（役職）に応じて決まる多段の等級を持つ。このような行政職俸給表（ ）は、先の「職務規定」で述べた、専門職群としての技術職の性格には馴染まない。幅広い分野に専門的な知識を活用し業務を遂行する能力が個々人に求められる技術者を評価するためには、専門職を評価できる給与の基準が必要である。そもそも技術職員に対して適切な俸給表が適用できなかったことは、国家公務員に適用される俸給表の中に技術職を処遇する俸給表が存在しなかったという事情による。独法化後には各法人が「職員の給与の基準」を独自に定めるものとされている。この機に見直しを行い、技術者に相応しい俸給表を技官に適用することを望む。

3、組織のあり方について

研究機関においては、技術者が研究者と継続的に密接な関わりを保ちつつ業務を行うことが重要である。周知のように、研究現場で必要とされる技術開発は固まった仕様を前提とするものではなく、設計・開発の初期段階において多くの試行錯誤が必要となる。このような研究現場の動きに柔軟に対応する体制を保持することは不可欠の要件である。一方、これまで技術部が果たしてきた重要な役割、即ち、研究所・研究施設（研究系）の垣根を越えての研修や技術交流等については今後、より一層の充実を図る必要があるという点である。これらの活動を通して技術部は技術者の育成に寄与してきた。特に研究分野によらず共通に必要なとされる技術を共有することの重要性は強調されるべきことである。以上のような共通認識に基づきながらも、組織形態については、次の2つの異なる案が考えられる。

- a) 技術職員は技術部に所属し、研究系において技術業務を行う。
- b) 技術職員は自らが業務を行う研究系に所属する。技術部という組織形態は採らない。

両案は、日々の技術職員の職務形態としては実質的には同じことを述べている。論点は、独法化の文脈においてのみ現れる。すなわち、中期目標に対する評価を受ける際、何れの形態を採ることがより正当な外部評価を受けられるか、という点における判断が異なっている。

- a) 案では、技術職という一つの職群の輪郭を業務組織という形態を採ることにより明確にすることを意図する。そして、この職群としての評価を求めることを望ましいと考える。
- b) 案は、各研究系のプロジェクトに対する技術職員の寄与は研究系の目標・評価に含められるべきであるという認識に基づく。業務上の成果は業務を行った場所で目に見える形になると考える。外的状況が流動的な現状ではどちらの判断が適切なのか結論は持ち得ない。本タスクフォースとしては他機関における独法化の推移を注視するとともに、最終的には機構規模での今後の議論に委ねることを妥当と考える。

技術部独法化タスクフォース委員

委員長：竹中たてる 書記：渡邊研一 情報：徳本修一

素核研委員：荒岡 修、安 芳次 物構研委員、多田野幹人、藤森 寛

加速器委員：大越隆夫、小田切淳一 センター委員、寺島昭男、中村貞次

技術部W3委員会(SMG)

1996年7月に技術部としてホームページを作り 運営するために発足した。当初は、阿部課長のもと、W3サーバー運営委員5名、情報部員9名、編集モニター委員3名で活動を開始したが、現在は、W3サーバー運営委員のみが活動を継続している。

これまでの、主な経緯としては、

- 96/ 9 技術部ホームページをオープン
- 96/11 技術情報アンケートの実施
- 97/ 4 ホームページに「TechW3お知らせ広場」を新設
- 97/ 9 技術研究会でSMGのアクティビティについて報告
- 97/ 9 技術部セミナー「Webページの作り方」を実施
- 97/12 技術部用サーバを購入
- 98/ 2 技術部ホームページを新サーバーに移動
- 98/ 3 技術部関連メーリングリストサービスを開始
- 98/ 4 ホームページに「技術情報INDEX」を新設
- 99/ 3 技術研究会で発表(自動登録、電子出版、ビデオサーバー)
- 99/ 3 技術研究会で「インターネット技術討論会」を実施
- 00/ 4 トップページを大幅に変更。
- 01/ 9 新サーバー用マシン3台を購入

現在の活動としては、ハードウェアの維持、管理、ホームページの更新、各種委員会との対応、新技術の調査、情報収集などを行っている。